

あなたは大丈夫？

遺言書で相続トラブル防止



東松山市元宿二丁目26番地18 2階

司法書士柴崎智哉

TEL 0493-31-2010

<http://souzoku-shiba.com/>

はじめに

事前に準備しておかないと、相続手続が大変になってしまうことがある

相続が開始してからでは手遅れ

セミナーで法律を学び、将来、家族が困らないようにしましょう！

相続とは

- 人が死亡したときに、財産を家族などが受け継ぐこと



相続人になれる人（法定相続人）

配偶者（夫または妻）は常に相続人

+

第1順位： 子

子の中にすでに死亡した者がいる場合には、その子（孫）が相続人となる。孫が死亡している場合にはひ孫 * 代襲相続

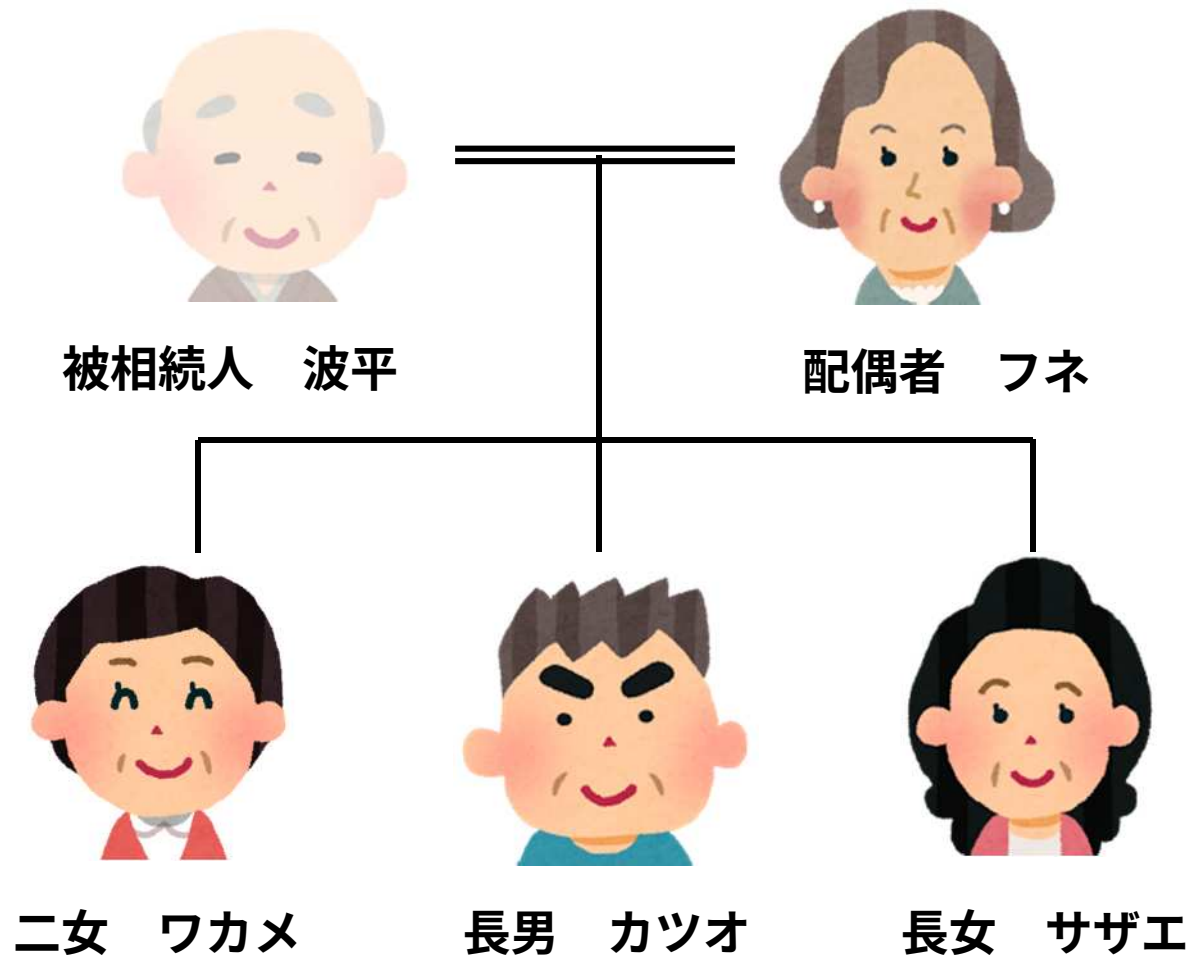
第2順位： 直系尊属（父・母）

父母が両方死んでいる場合には、祖父母が相続人となる

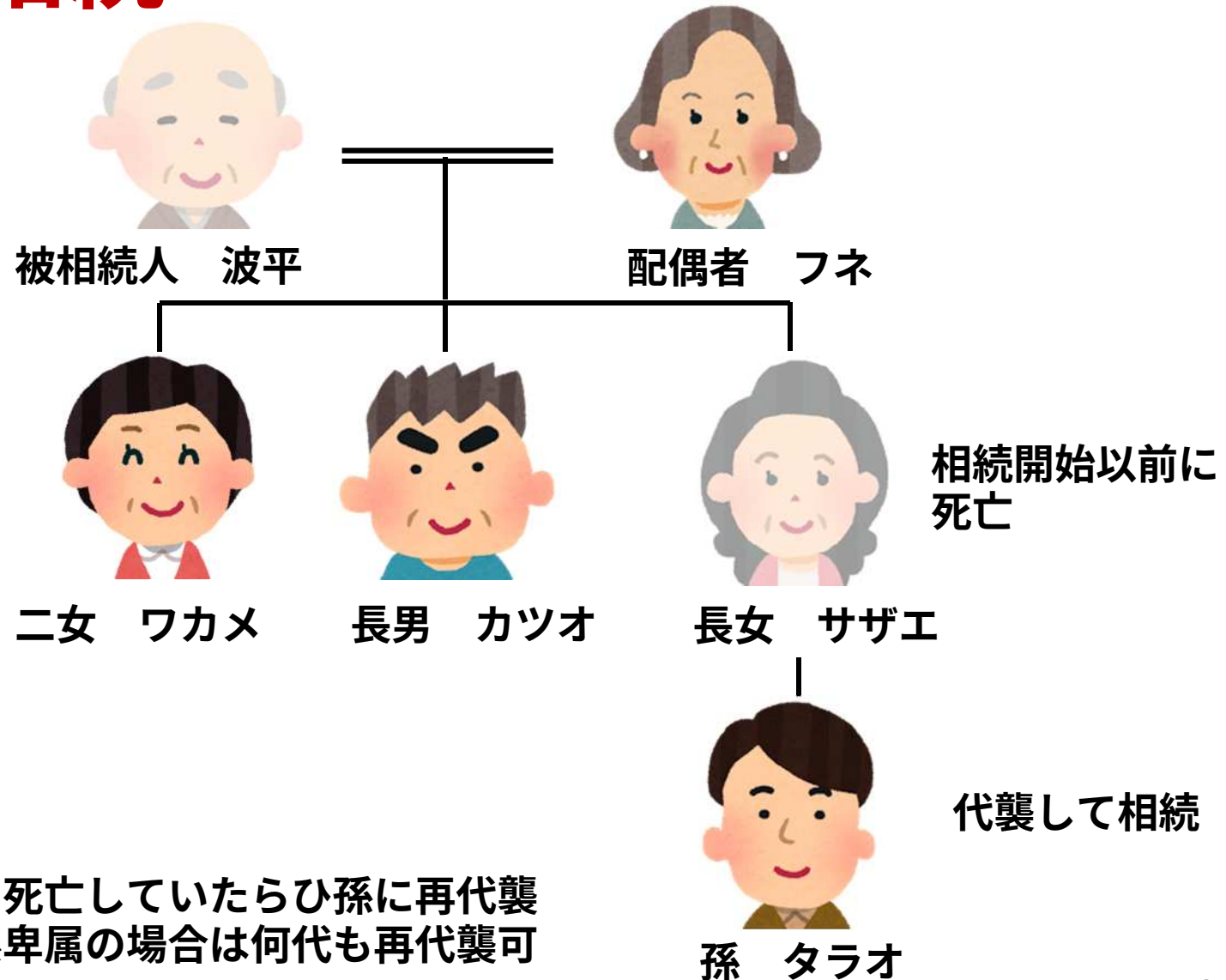
第3順位： 兄弟姉妹

兄弟姉妹の中にすでに死亡した者がいる場合には、その子（甥姪）が相続人となる * 代襲相続

配偶者と子



代襲相続



- ・ 孫も死亡していたらひ孫に再代襲
- ・ 直系卑属の場合は何代も再代襲可

配偶者と直系尊属



波平の父



波平の母

- ・ 子（孫・ひ孫）がない場合は直系尊属が相続人となる
- ・ 父母が共に死亡していれば、祖父母が相続人となる

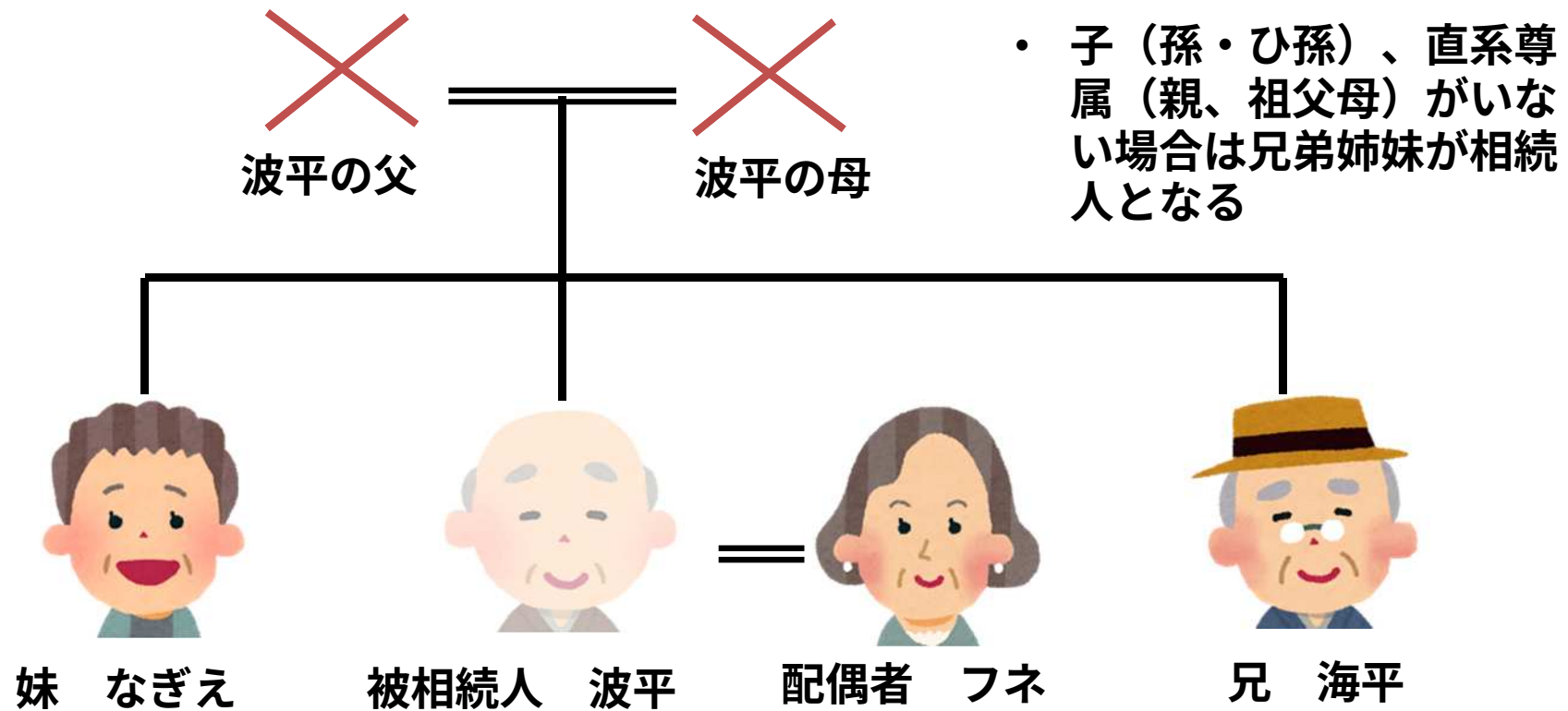


被相続人 波平

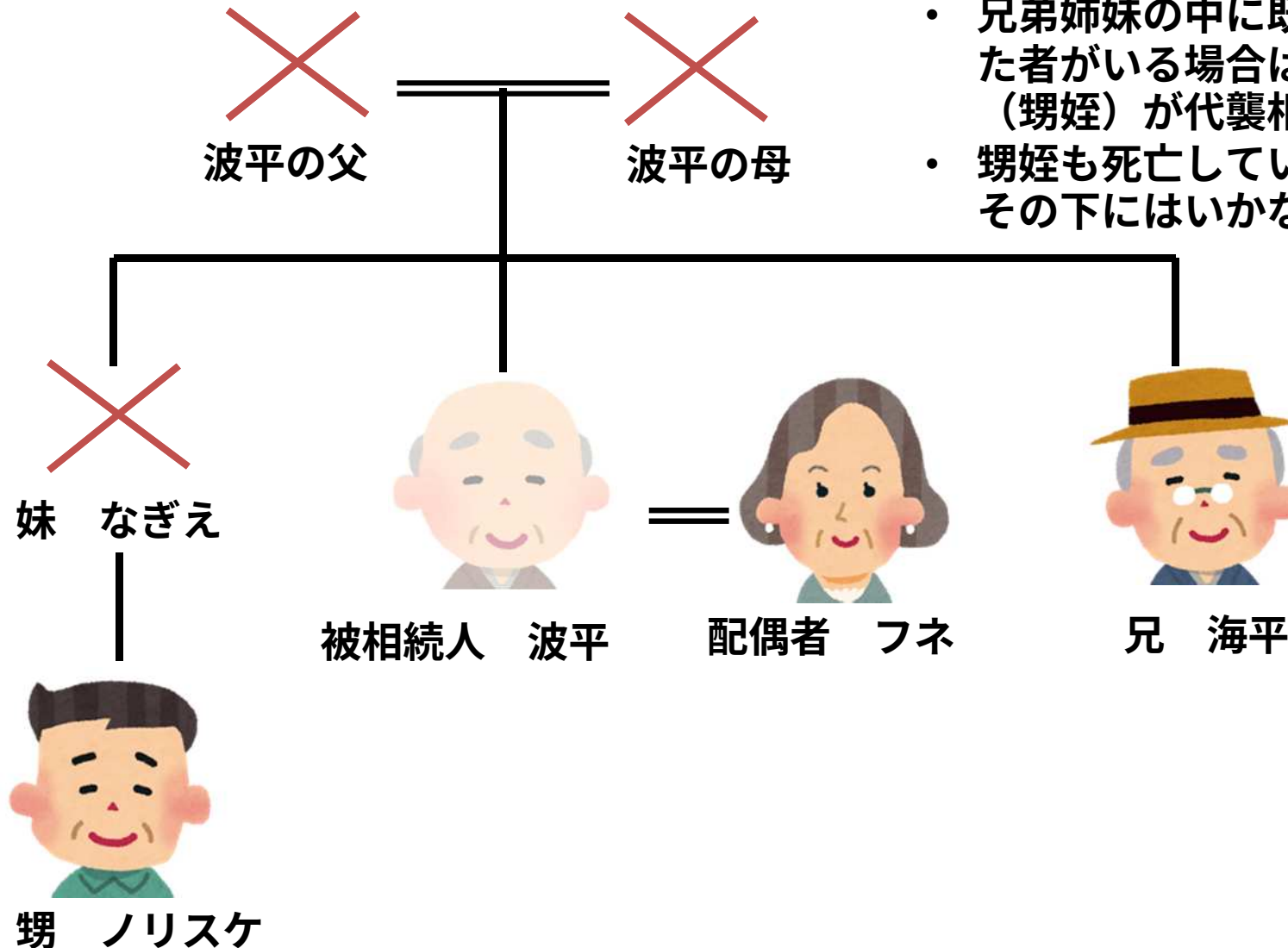


配偶者 フネ

配偶者と兄弟姉妹



配偶者と兄弟姉妹（代襲相続）

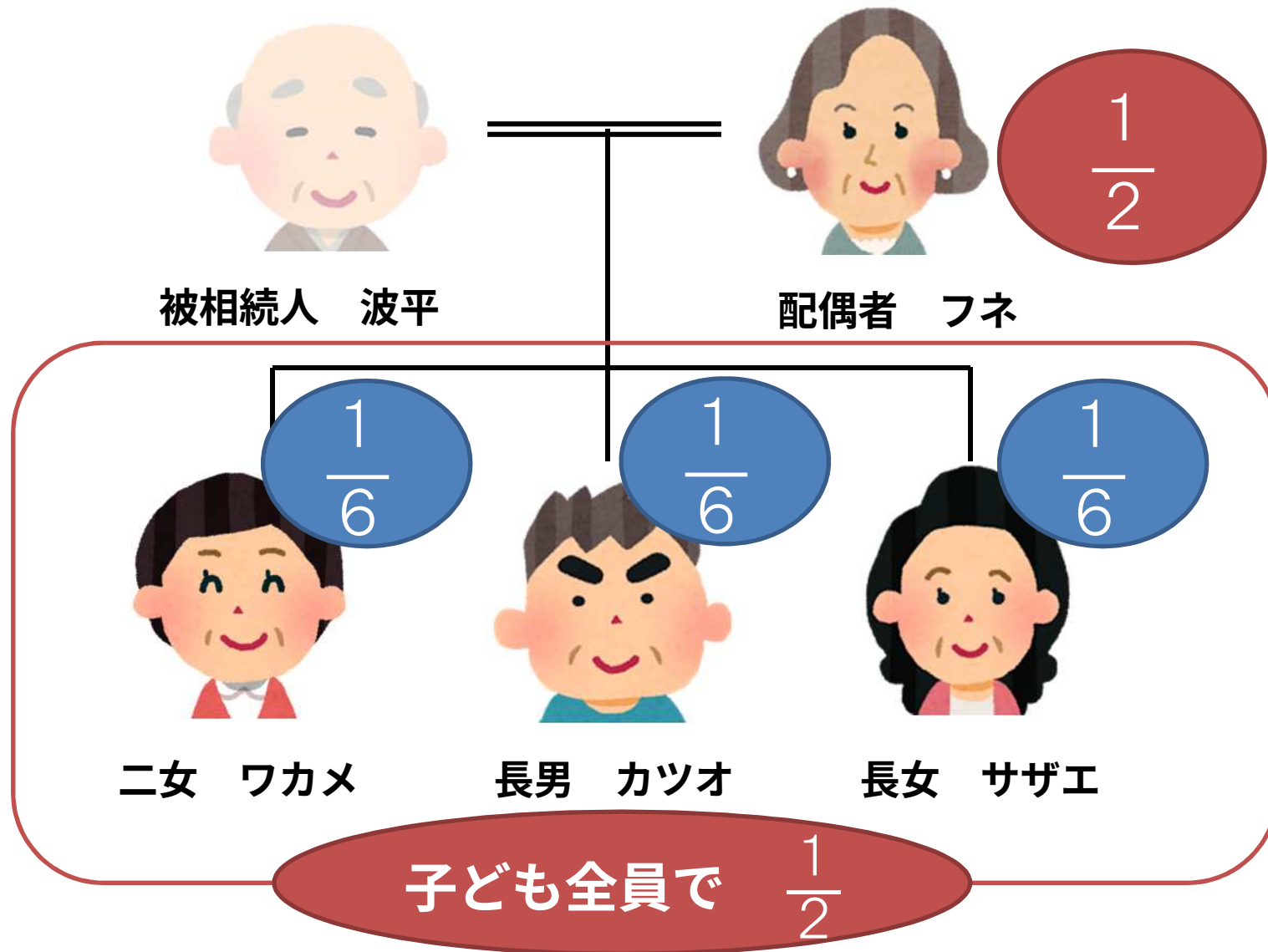


- 兄弟姉妹の中に既に死亡した者がいる場合は、その子（甥姪）が代襲相続する。
- 甥姪も死亡していた場合は、その下にはいかない。

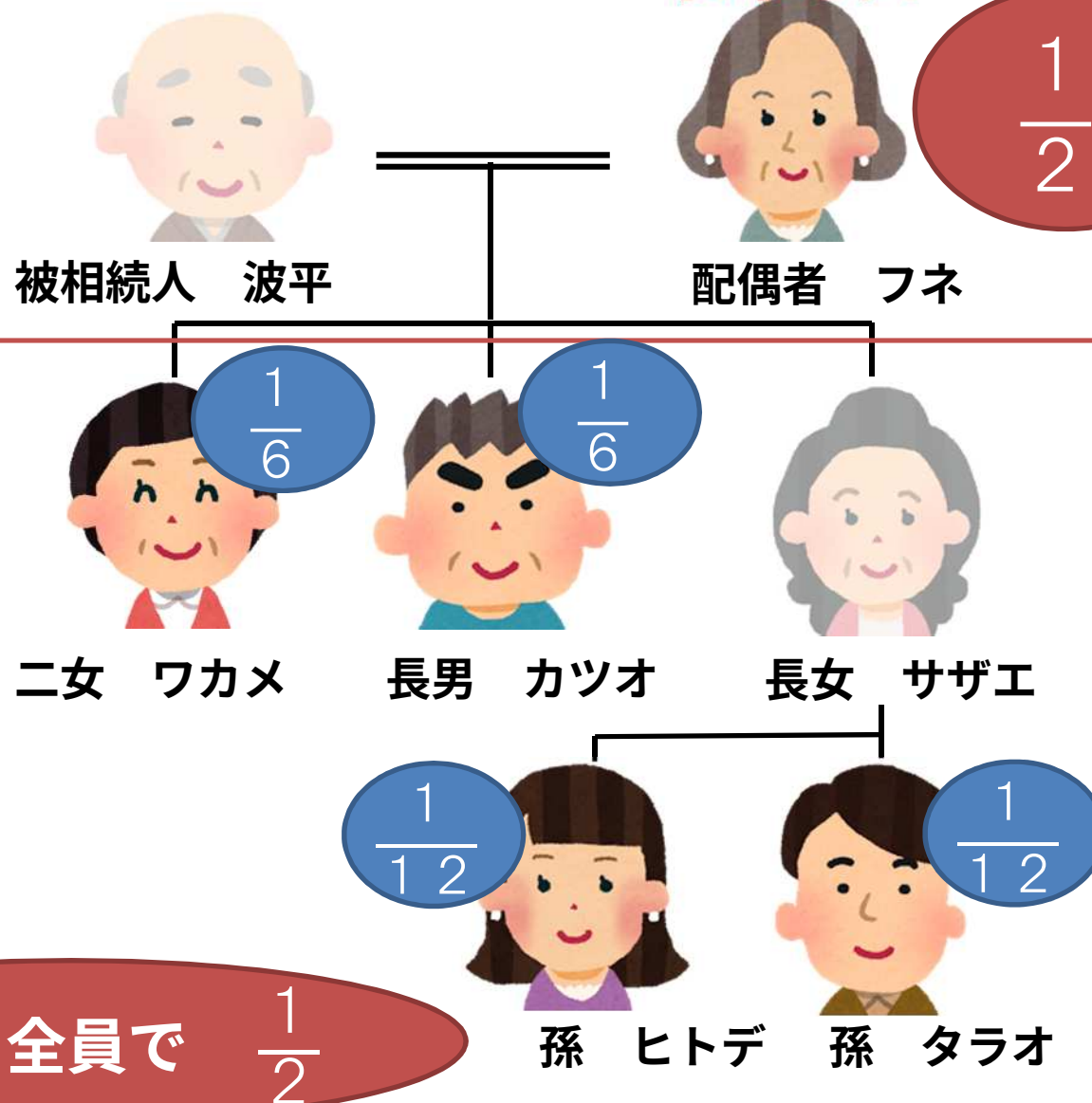
法定相続分

相続人の組み合わせ	法定相続分		
配偶者のみ	配偶者	全部	
配偶者と子	配偶者	2分の1	
	子	2分の1	子が複数いるときは2分の1を頭数で割る
配偶者と直系尊属	配偶者	3分の2	
	直系尊属	3分の1	直系尊属が複数いるときは3分の1を頭数で割る
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	4分の3	
	兄弟姉妹	4分の1	兄弟姉妹が複数いるときは4分の1を頭数で割る
①子のみ ②直系尊属のみ ③兄弟姉妹のみ	血族相続人	全部	同順位の者が複数いるときは頭数で割る

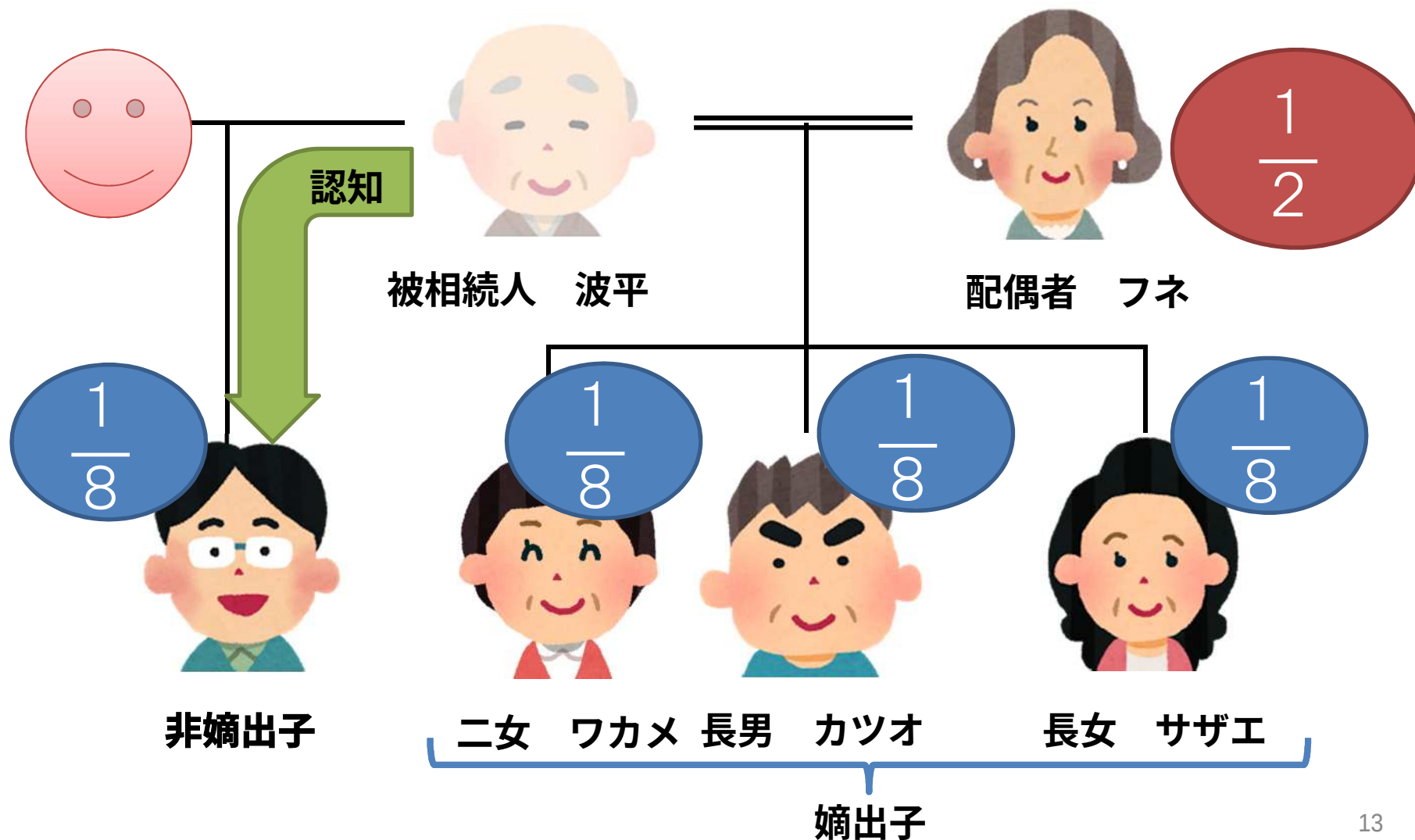
配偶者と子の法定相続分



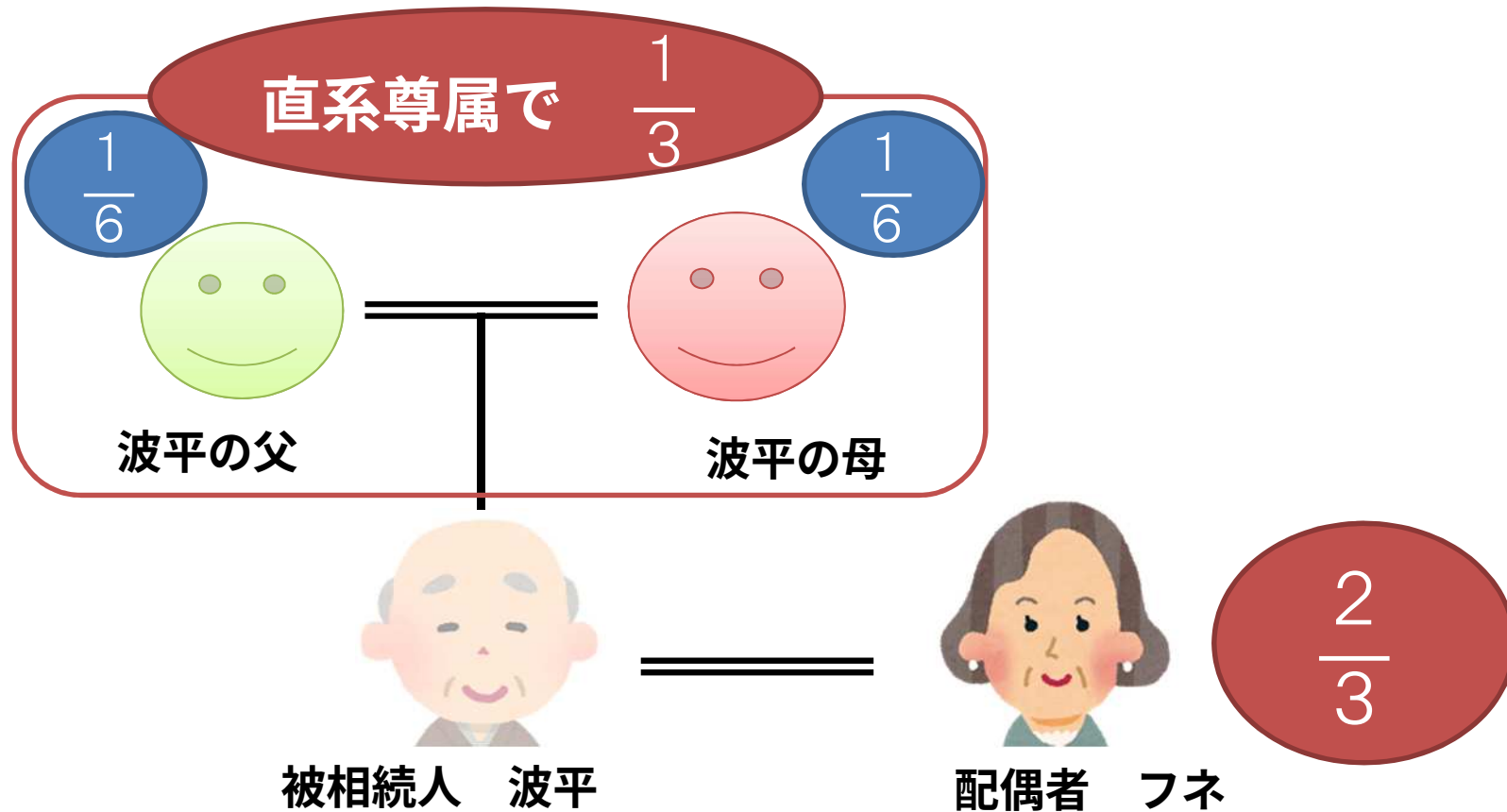
代襲相続人の法定相続分



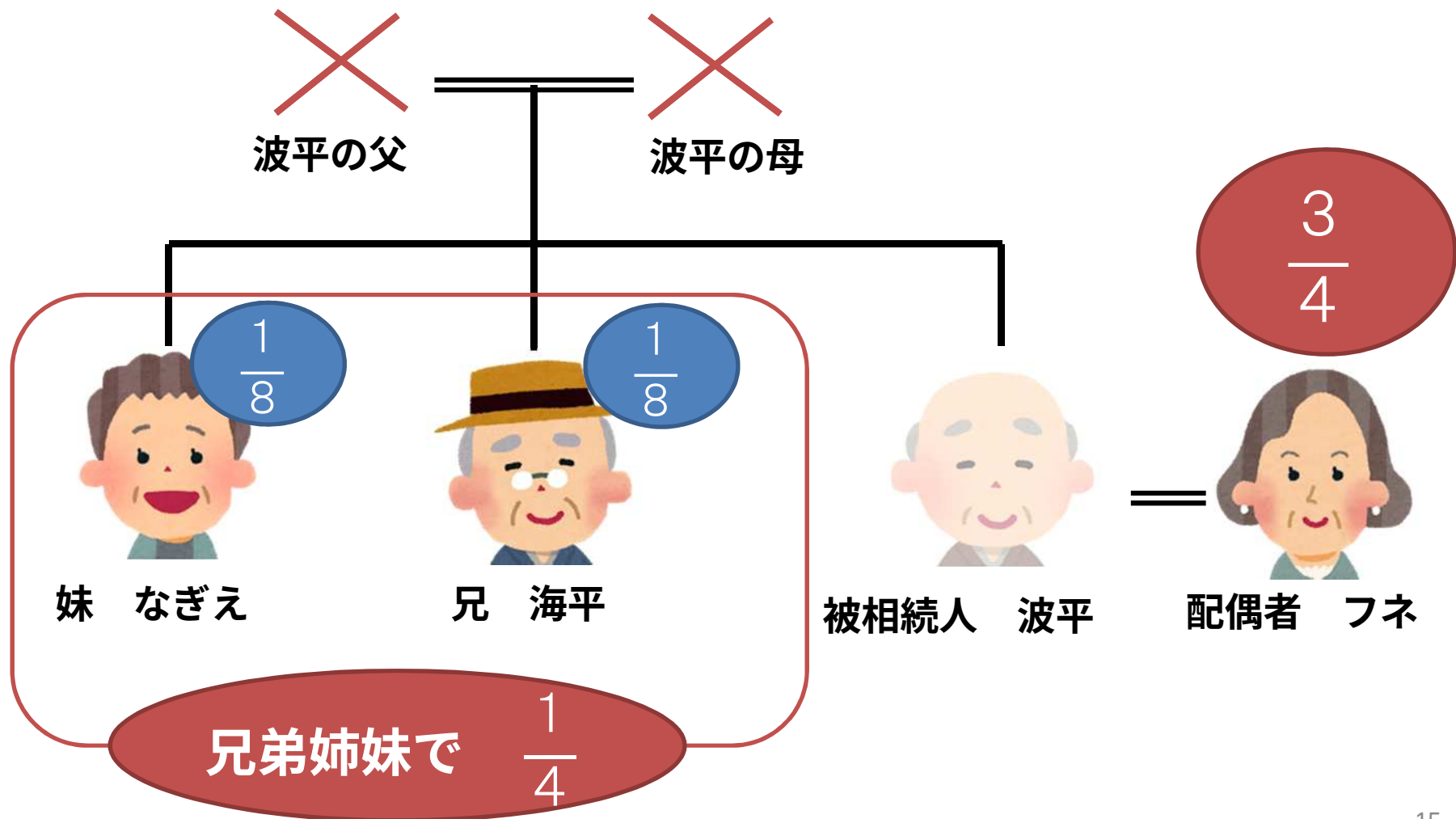
非嫡出子の法定相続分



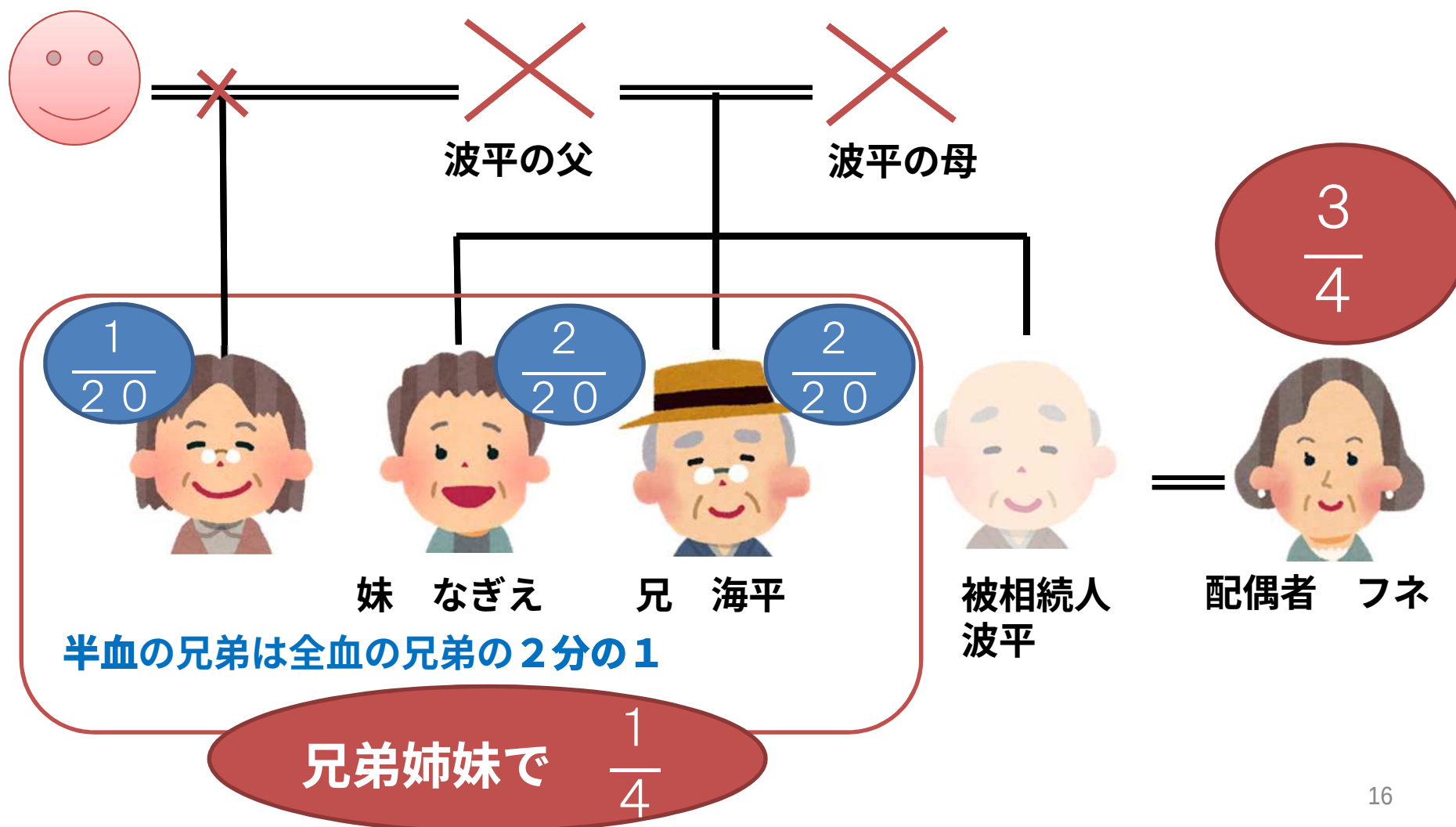
配偶者と直系尊属の法定相続分



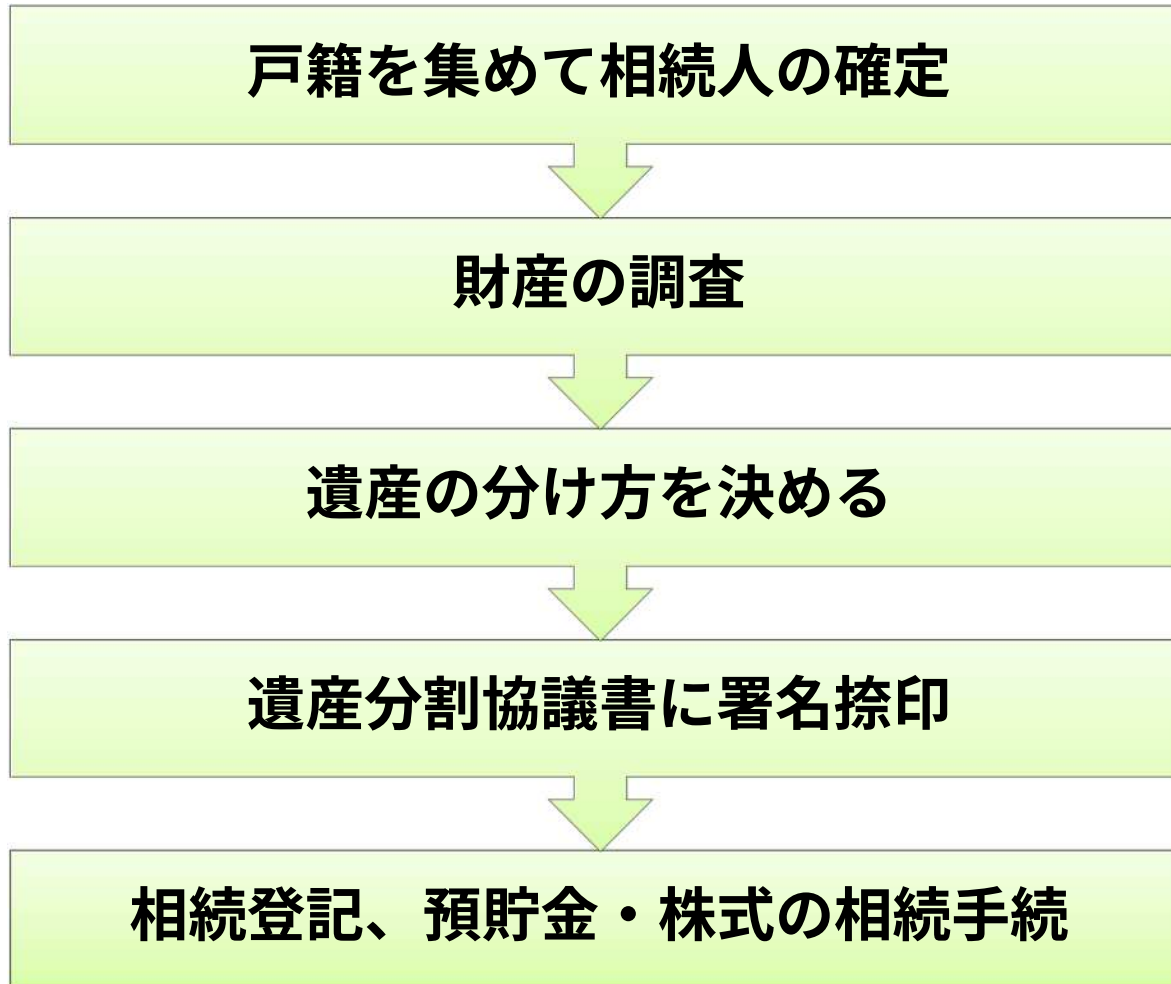
配偶者と兄弟姉妹の法定相続分



半血の兄弟姉妹の法定相続分



相続手続の流れ（遺言がないとき）



戸籍を集める

- 結婚、転籍、戸籍の改製により**新しい戸籍**が作成される
- 新しい戸籍には、**前の戸籍の記載内容**が載らないことがある
- 亡くなった方の**生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍謄本**（除籍、改製原戸籍）がないと、相続人が誰か分からない。

集める戸籍はケースによって異なることがあります。

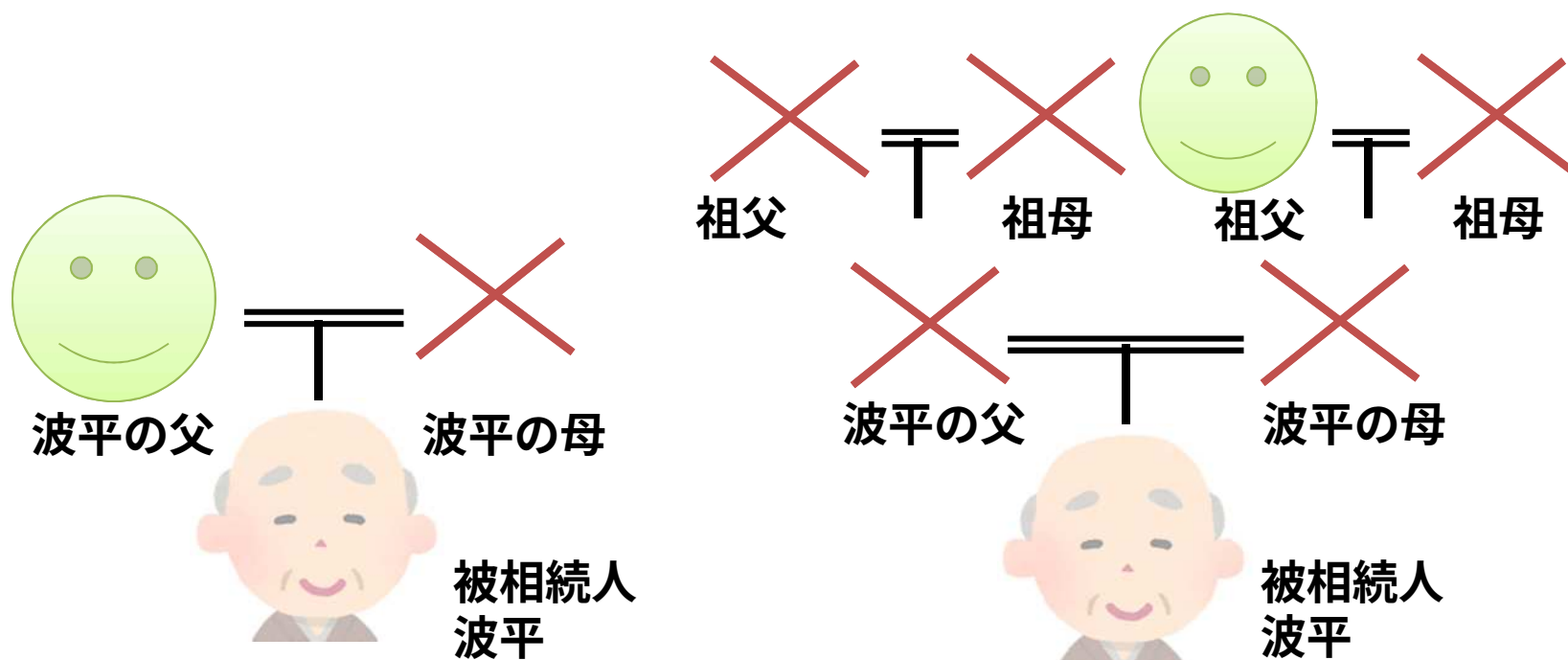
集める戸籍【共通】

	書類
被相続人 (亡くなった人) の書類	出生時から亡くなるまでの 戸籍謄本、改正原戸籍、除籍謄本など
	住民票除票 (本籍地の記載があるもの) (登記簿上の住所と最後の住所が異なるときは、繋 がりの分かる書類が必要となります)
相続人の書類	戸籍謄本(抄本でも可) (被相続人が死亡した後に取得したもの)
	住民票(本籍地の記載があるもの)
	印鑑証明書 (相続登記につかう場合は有効期限はない。 ただし、金融機関で使う場合は3ヶ月、6ヶ月以内 などの独自ルールがある)

- 被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している人がいる場合、その子(及びその代襲者)の出生から亡くなるまでの全ての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本

集める戸籍【直系尊属が相続人】

- 死亡している直系尊属（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る）がいる場合は、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本



集める戸籍【配偶者のみが相続人、 又は、兄弟姉妹が相続人】

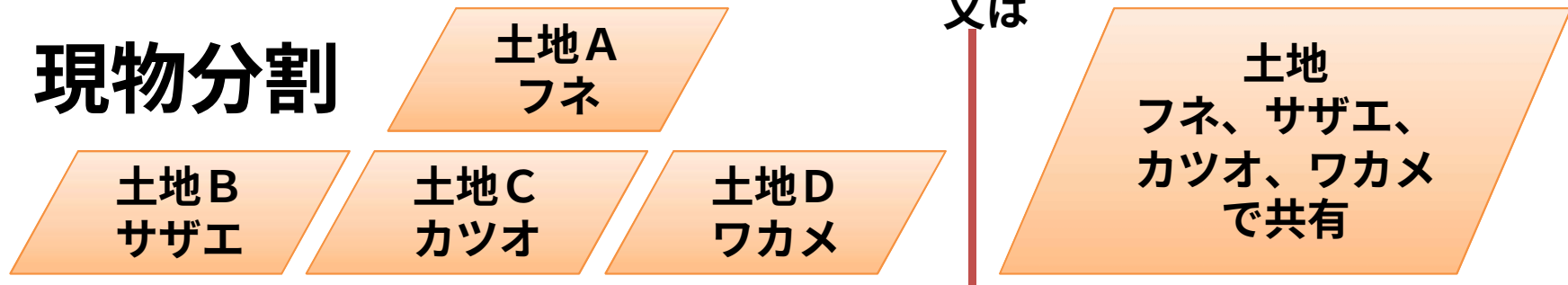
- 被相続人の**父母の出生時から死亡時**までの全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 被相続人の**直系尊属の死亡の記載**のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 被相続人の**兄弟姉妹に死亡**している人がいる場合、その兄弟姉妹の**出生時から死亡時**までの全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 代襲者である甥姪で死亡している人がいる場合、その**甥又は姪の死亡の記載**のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

財産を調査

- 役所の税務課で**名寄帳**を取ると不動産の一覧が出てくる
- 預貯金は通帳・カードを探す
銀行に1行ずつ照会をかけていくのは大変
→ **生前に一覧を書いておく。**
残高が少ない口座は**解約**
- 株式は証券会社からの書類を探す
- 生命保険は保険証券などを探す
- 借金 は 個人信用情報機関で照会
→ 日本信用情報機構、C I C、全国銀行個人情報センター

財産の分け方を決める

- 現物分割

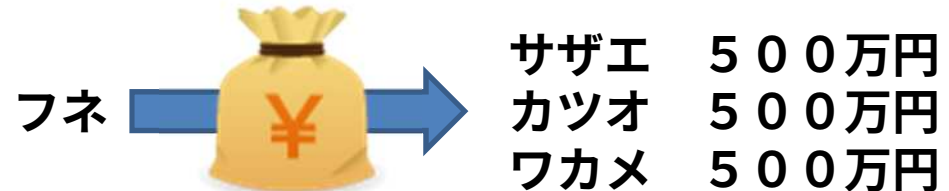


不動産の共有は**危険**

- 代償分割



代償金の支払い



- 換価分割



売却代金



借金も相続する

遺産分割協議で財産をもらわなくても
借金は相続する

（債権者は法定相続分で請求できる）

借金を相続したくなければ、**家庭裁判所**に
相続放棄を申述

自己のために相続の開始があったことを知った
ときから **3か月以内**

遺産分割協議書の作成

遺産分割協議書

被相続人 磯野波平
生年月日 昭和○年○月○日
本籍 埼玉県東松山市○町○丁目○番地

平成○年○月○日上記被相続人磯野波平の死亡により開始した相続における共同相続人全員は、民法908条に基づく遺言による分割の指定及び禁止のないことを確認したうえで、被相続人の遺産を協議により下記のとおり分割する。

1. 次の不動産は磯野フネが相続する。

所在地	東松山市○町○丁目
地番	○番○
地目	宅地
地積	○○・○○m ²

所在地	東松山市○町○丁目	○番地○
家屋番号	○番○	
種類	居宅	
構造	木造スレート葺2階建	
床面積	1階	○○・○○m ²
	2階	○○・○○m ²

2. 次の預貯金はフグ田サザエが相続する。

〇〇銀行 東松山支店 普通預金 口座番号1234567

〇〇銀行 東松山支店 定期預金 口座番号1234567

ゆうちょ銀行 通常貯金 記号 〇〇 番号 〇〇〇〇〇〇

3. 相続人全員は、本協議書に記載する以外の遺産を、磯野フネが取得することに同意した。

上記のと通りの協議が成立したので、この協議の成立を証明するために相続人ごとに本協議書を作成する。

平成〇〇年〇月〇日

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号

磯野フネ (実印)

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号

フグ田サザエ (実印)

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号

磯野カツオ (実印)

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号

磯野ワカメ (実印)

各相続手続

- **不動産**

法務局に登記申請

- **預貯金、株式、国債、投資信託**

金融機関で手続

独自の書類に相続人全員の実印を

要求されることもあり。

1～2時間かかり、2回以上行かなければならないことも

→ 生前に不要な口座を整理しておく

- **生命保険**

受取人が指定してある生命保険は受取人が手続

遺産分割協議ができるか？

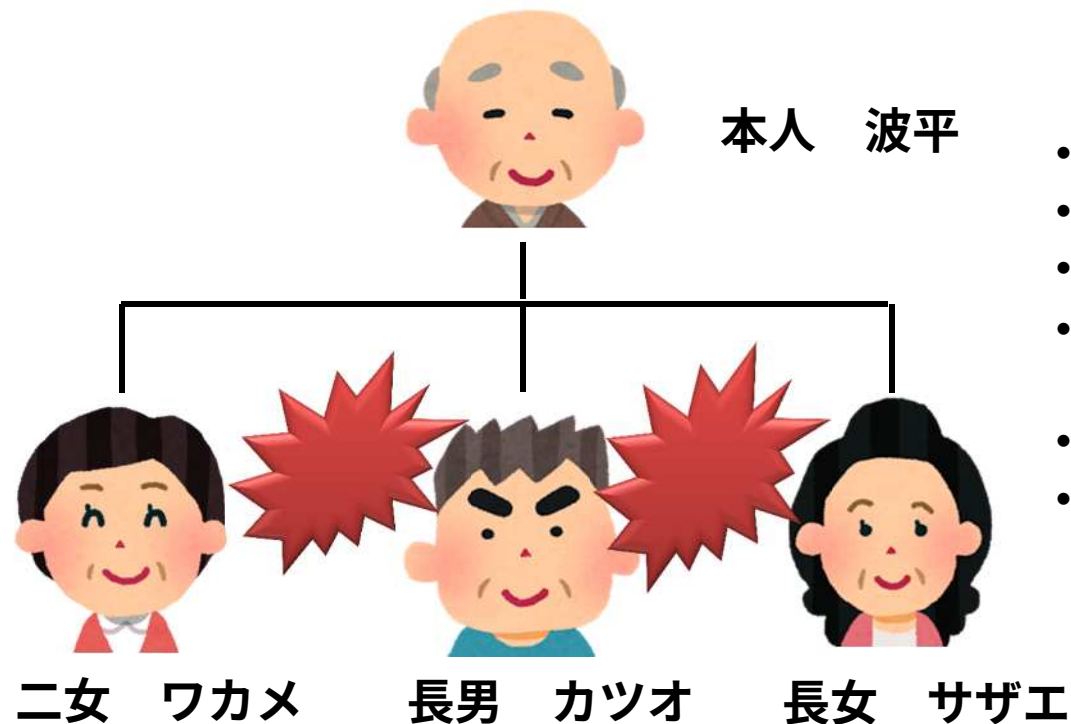
**遺産分割協議がまとまらないと
相続手続が滞る！**

対処法は生前に遺言書を作ること



遺言書を作るべきケース

推定相続人の仲が悪いとき



- ・ 同居して世話や介護をした
- ・ 生前に一人だけ贈与を受けた
- ・ 自宅不動産が主な財産である
- ・ 相続人の配偶者が口を出してくる
- ・ 売れない土地（農地）がある
- ・ オーナー社長（株主）である

波平が**遺言書**を作っておくことによって、財産の分け方を指定できる。

相続開始後、**遺言書を使えば**、遺産分割協議をせずに**相続手続**ができる。

どんな分け方でも良いのか？

「サザエに全ての財産を相続させる」という遺言

法律は、カツオ、ワカメにも**一定の割合**で財産を相続することを**保障**している

⇒ **遺留分**

「遺留分減殺請求」をすることで、遺留分を取り戻せる

(遺留分侵害を知った時から1年、相続開始から10年)

遺留分は誰にある？

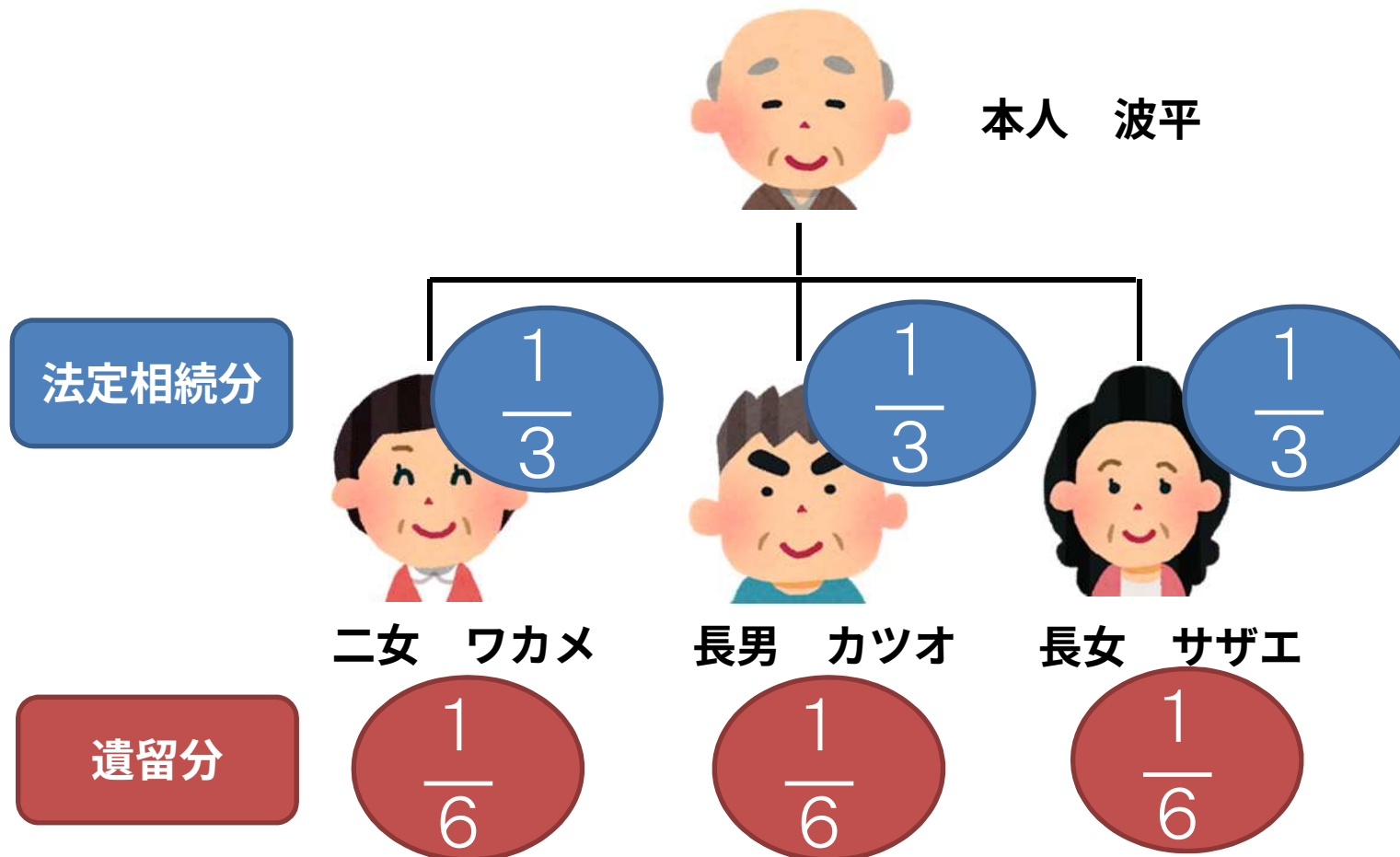
- 配偶者
- 子ども（代襲相続の場合は孫も含まれる）
- 直系尊属（親など）

遺留分の割合は相続財産の **2分の1**

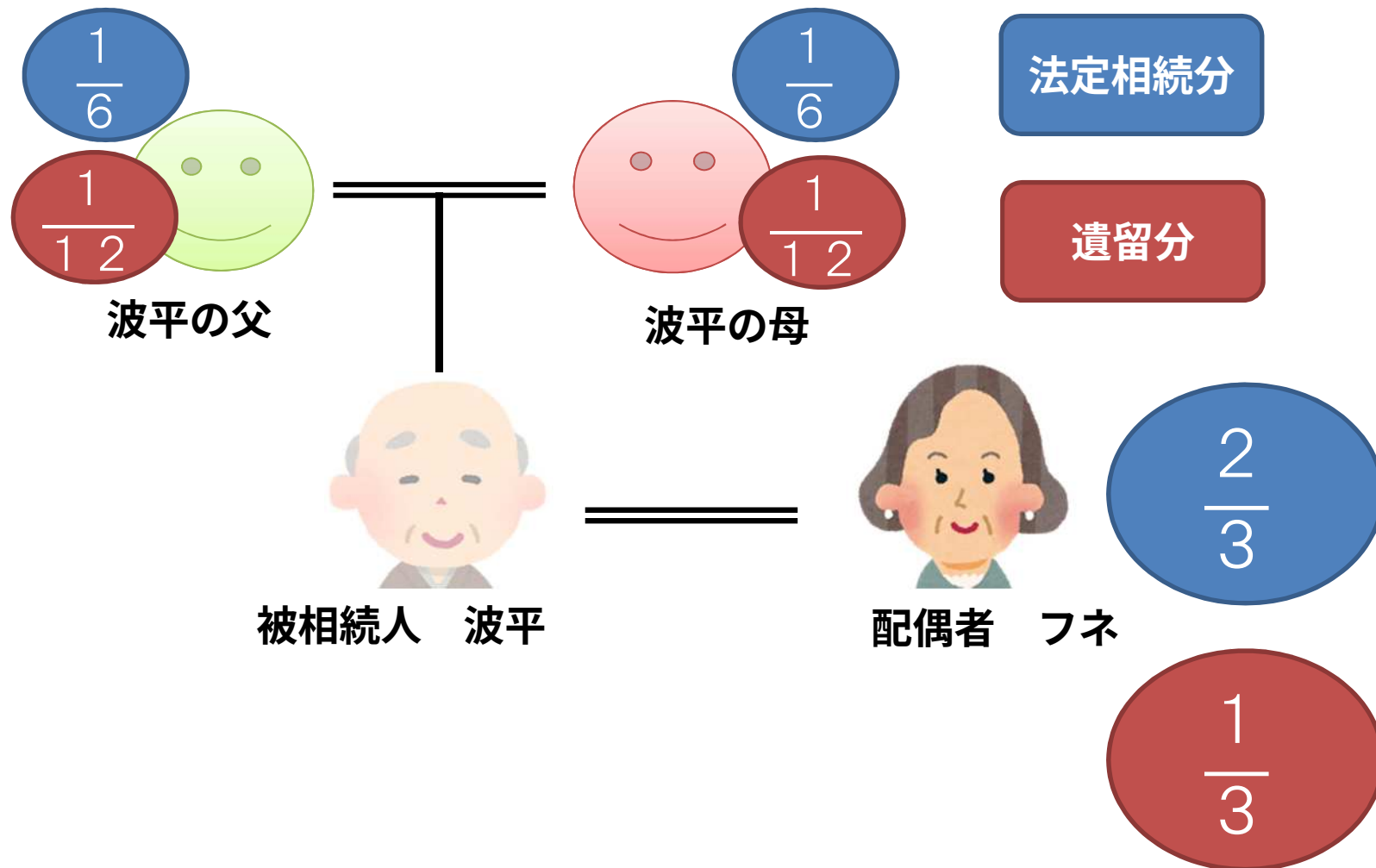
ただし、直系尊属のみが相続人の場合は **3分の1**

兄弟姉妹に遺留分はない！

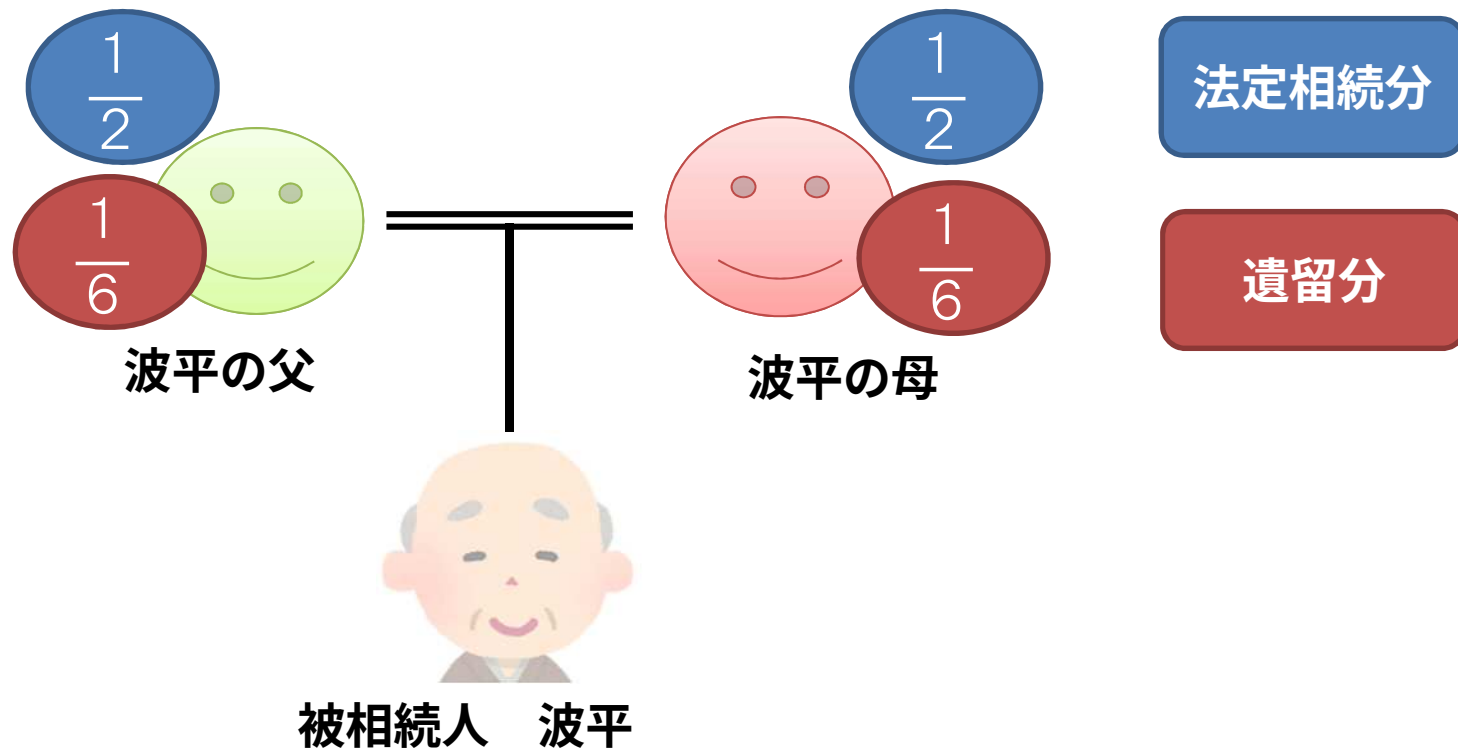
子の遺留分 2分の1



配偶者と直系尊属の遺留分 2分 の1

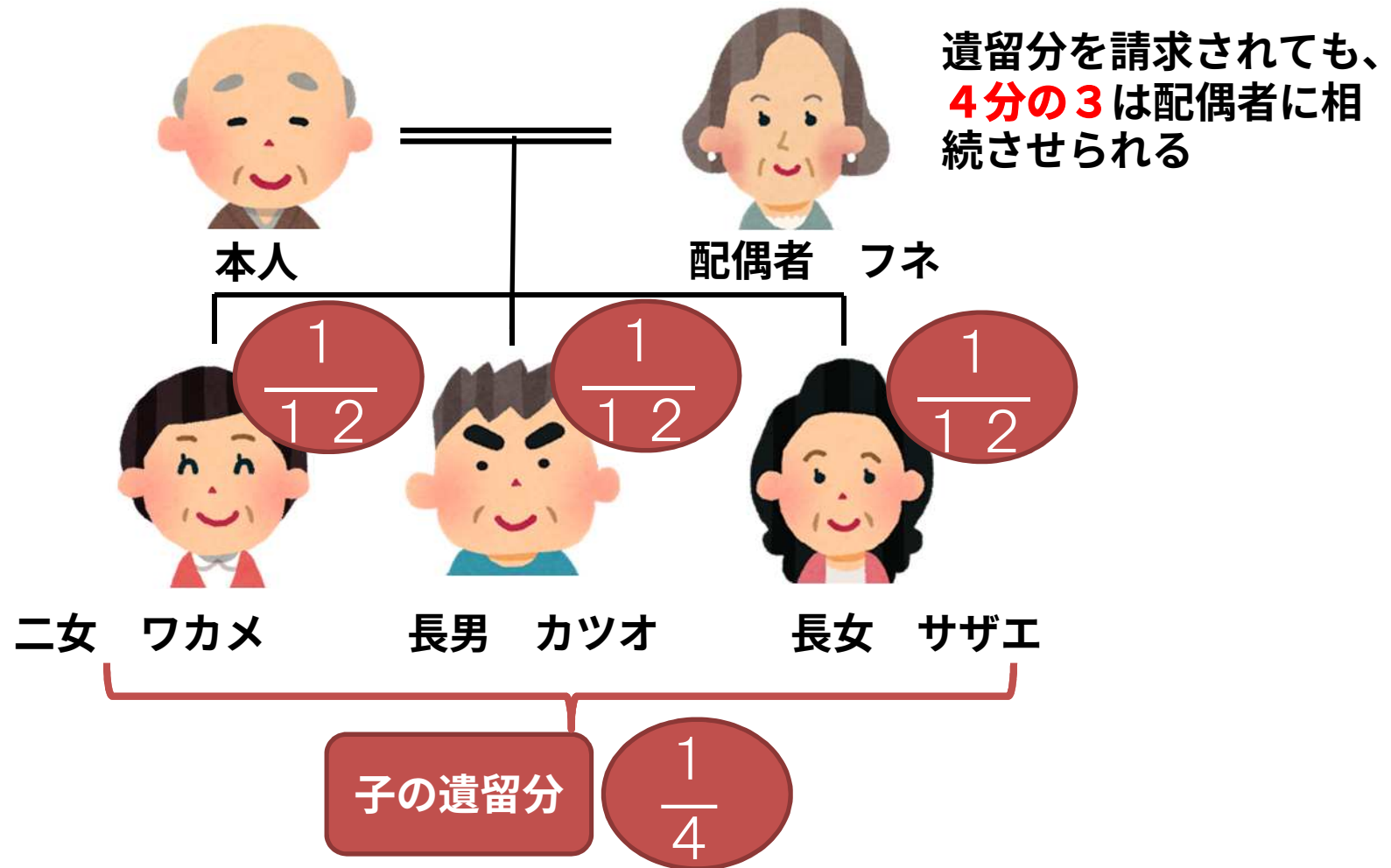


直系尊属のみの遺留分 3分の1



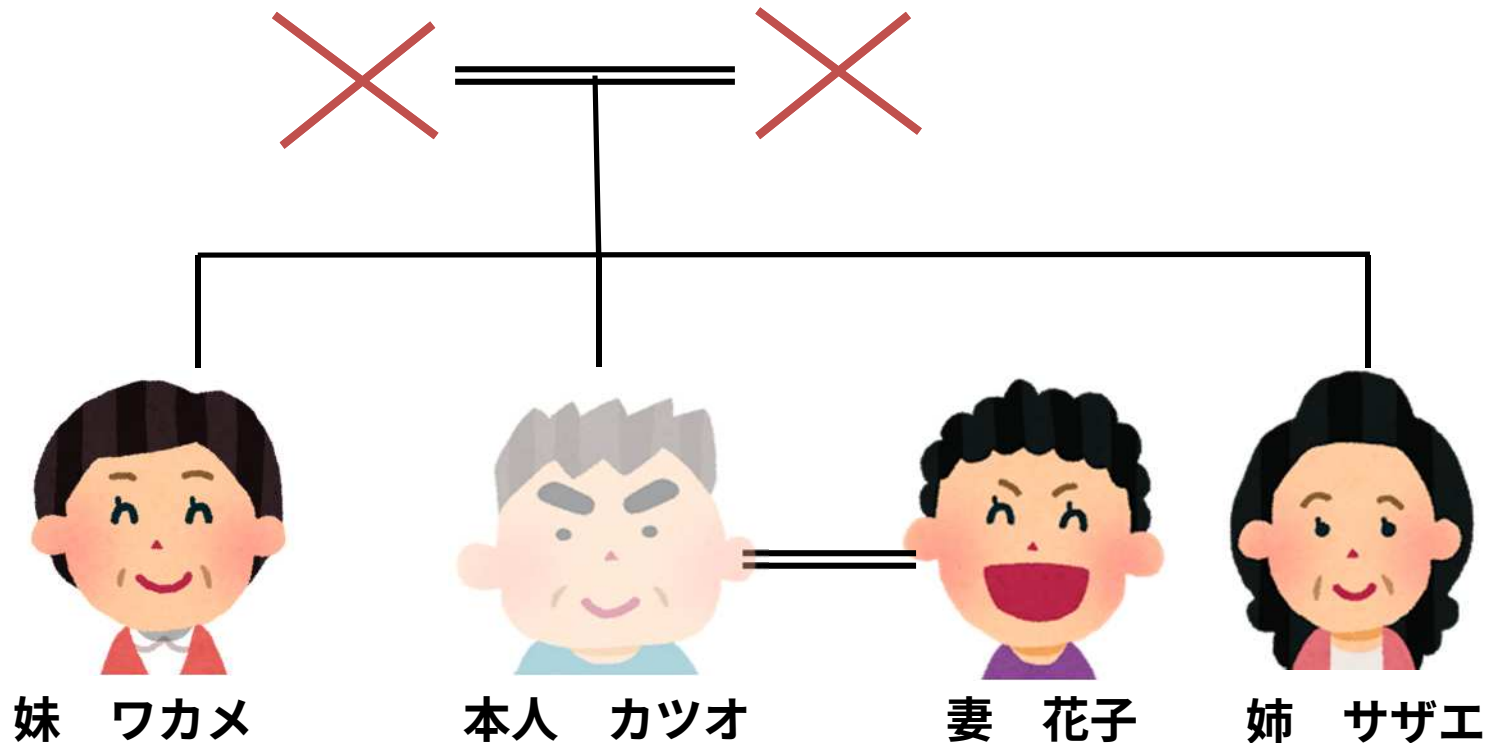
遺言書を作るべきケース

配偶者に多くの財産を相続させたい



遺言書を作るべきケース

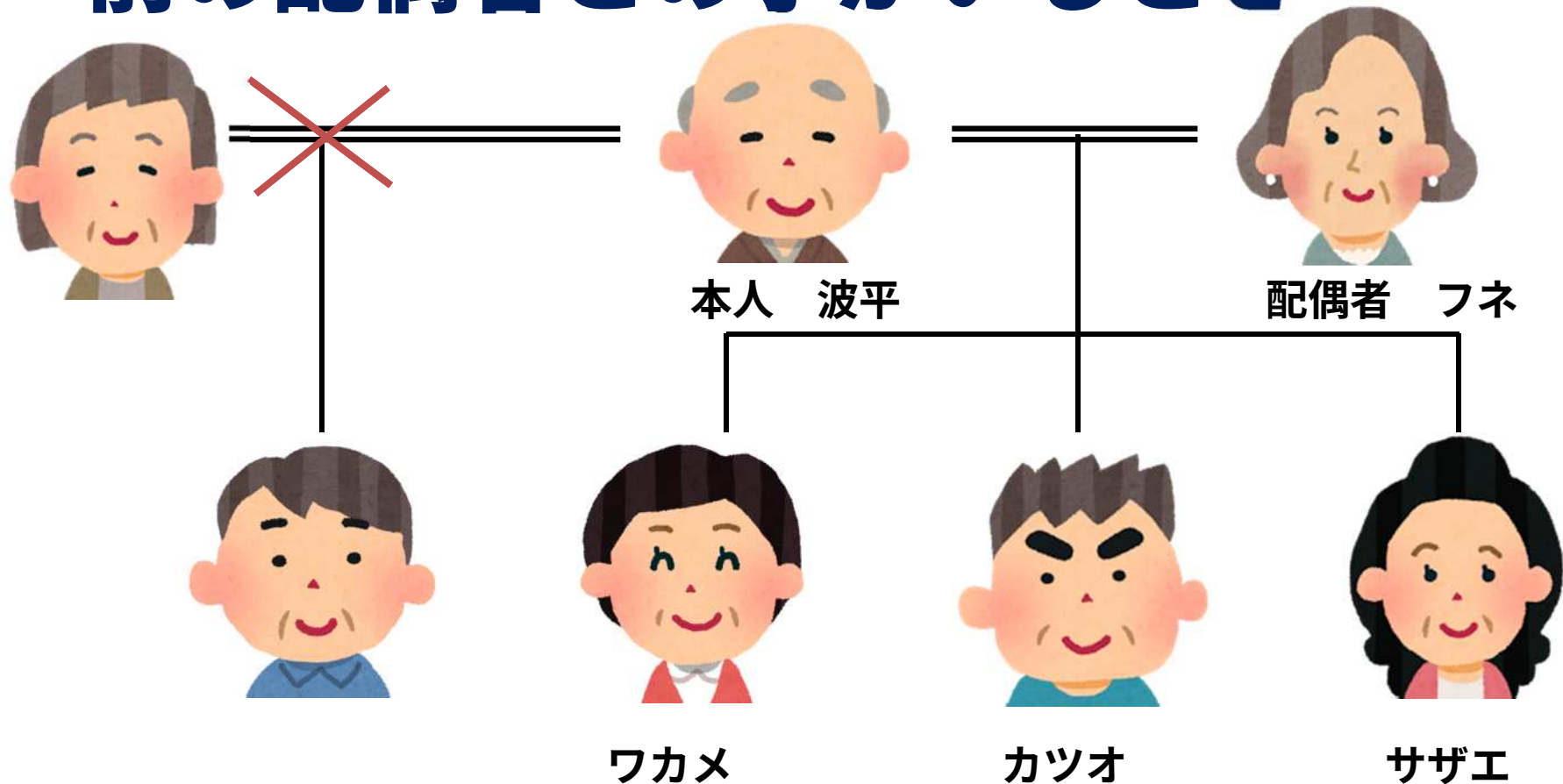
子どもがいないとき



子どもがいない場合、配偶者の他、直系尊属又は**兄妹姉妹**が相続人となる。
妻・花子は、カツオの兄弟であるサザエ・ワカメと遺産分割協議をしなくてはならない。

遺言書を作れば、兄弟姉妹には遺留分がないから**全部を妻**に相続させられる。

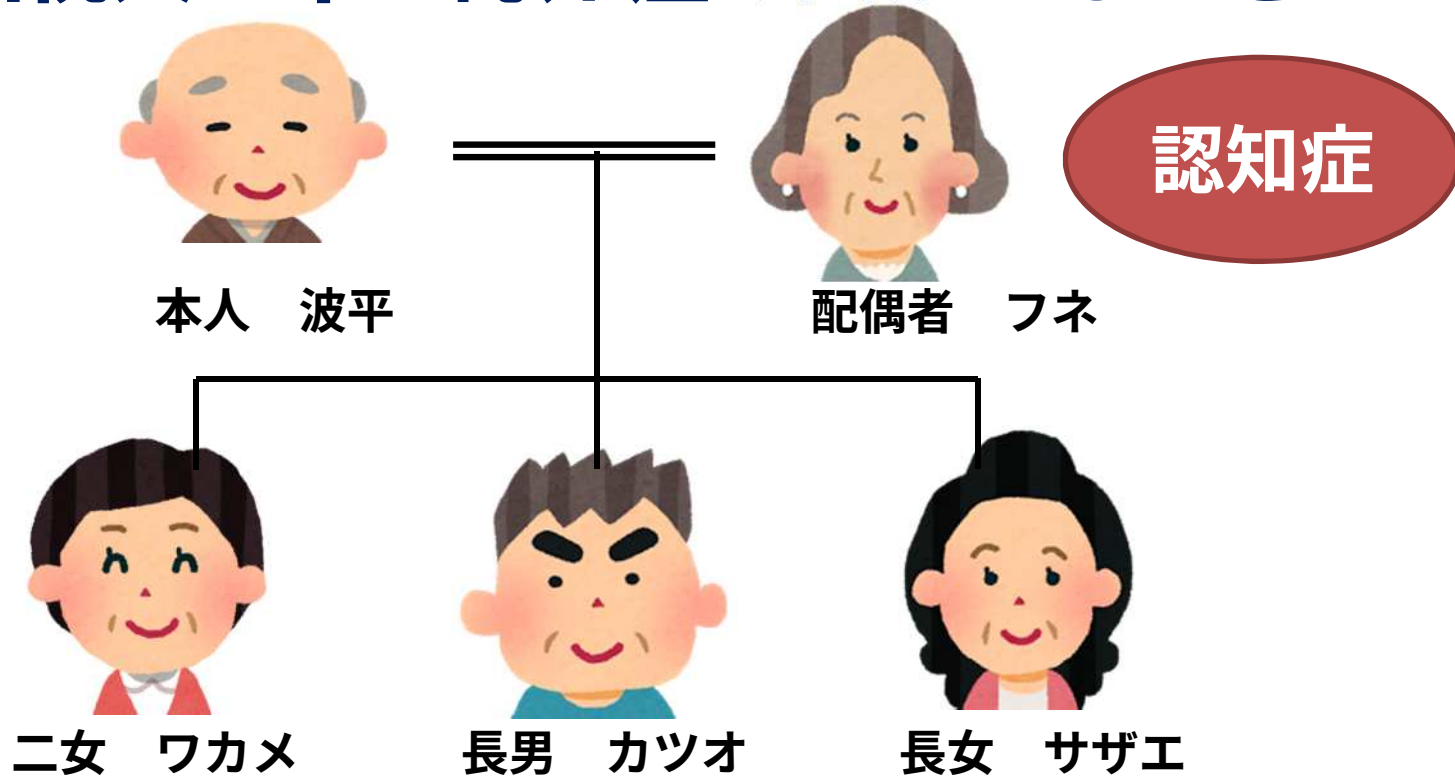
遺言書を作るべきケース 前の配偶者との子がいるとき



別れた配偶者との間の子も相続人になる
今の家族と面識がないと、遺産分割協議が難航することに

遺言書を作るべきケース

推定相続人の中に認知症の人がいるとき



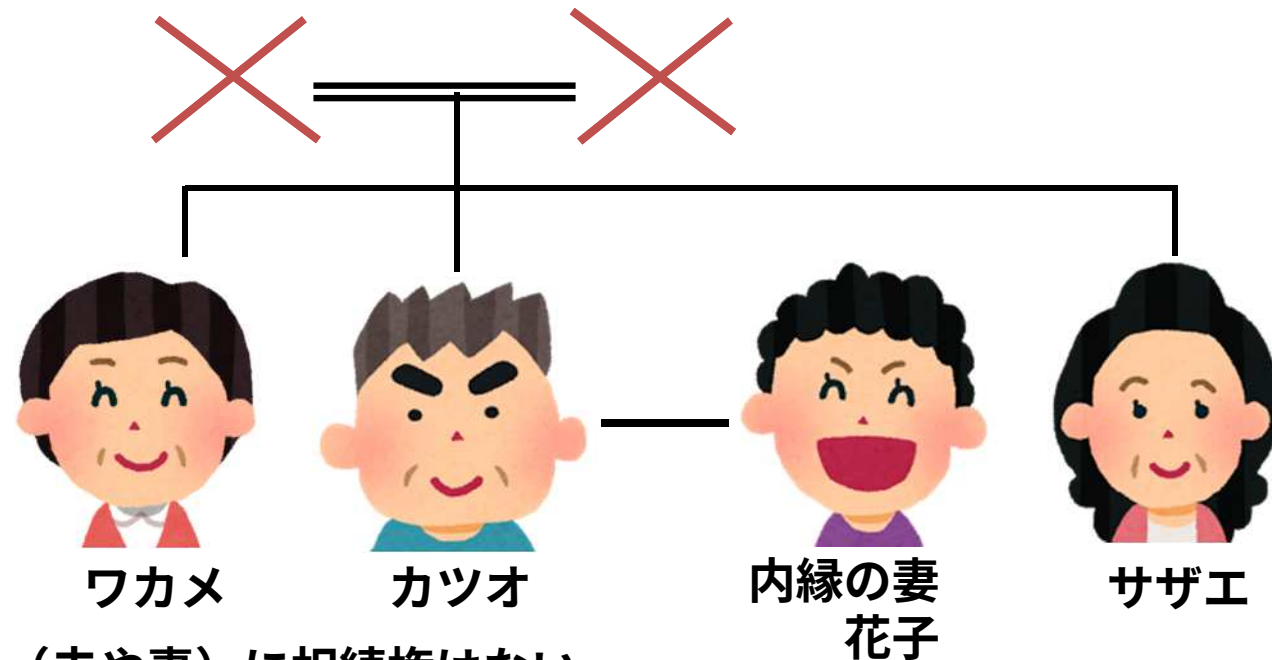
認知症や障がいでは**判断能力が不十分**な方は遺産分割協議ができない
成年後見人をつけなくては遺産分割協議ができない

行方不明の人がいる場合は、**不在者財産管理人**をつけなくてはならない

未成年の子がいる場合は、**特別代理人**をつけなくてはならない可能性あり

遺言書を作るべきケース

内縁の妻がいる



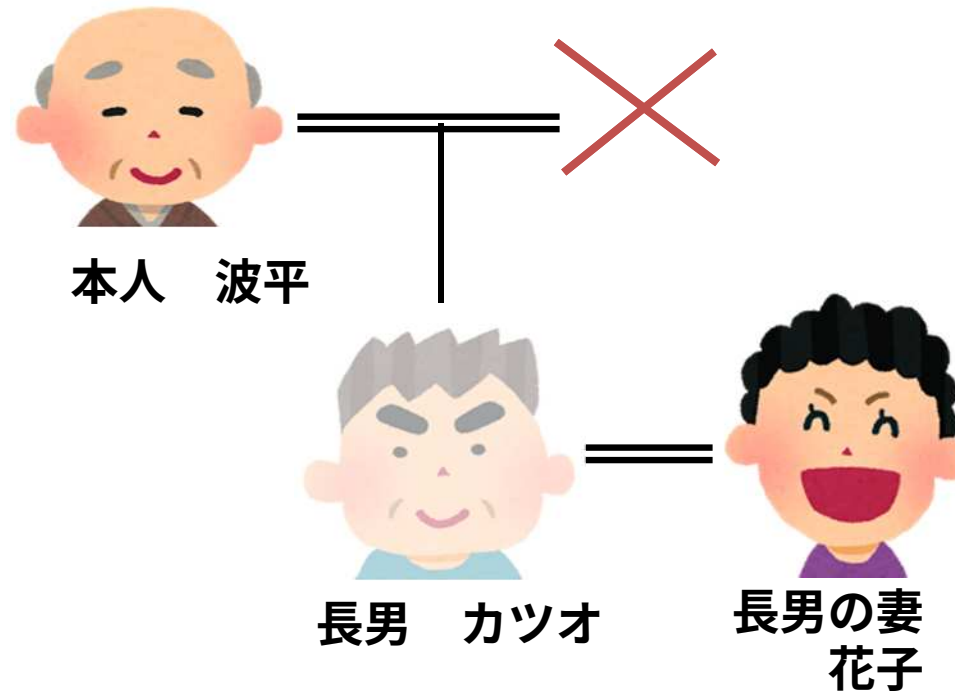
内縁の配偶者（夫や妻）に相続権はない
「財産を遺贈する」内容の遺言書を作って対応する

親（父）の再婚相手（継母）と養子縁組していない場合なども、親の再婚相手（継母）の相続人にはならない → **養子縁組**や**遺言書**で対応

孫に相続させたいときも、「財産を遺贈する」内容の遺言書を作って対応する

遺言書を作るべきケース

唯一の身寄りが子の配偶者である



- 配偶者や子が亡くなっており、唯一の身寄りの子の配偶者だけのとき
- 子の配偶者は相続人にならないので、遺言書がないと財産は国庫に行ってしまう

自筆証書遺言（自分で書く遺言）

- 日付の記載
- 氏名の記載
- 印鑑の押印
- 自筆で書くこと

→ 間違えると遺言書が**無効**に

自筆証書遺言の例

遺言書

遺言者磯野波平は、次のとおり、遺言をする。

1. 妻 磯野フネに全ての財産を相続させる。
2. 遺言執行者として妻 磯野フネを指定する。

平成28年2月6日

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番地〇

遺言者 磯野波平



問題のある自筆証書遺言の例

- 押印がない。日付がない。
 - 一つの遺言書を二人以上で書いている
 - 「遺贈する」「贈与する」「与える」「あげる」「まかせ
る」「一任する」「お願いする」など不適切な表現をして、
相続手続が大変になる。
 - － 原則として、相続人には「相続させる」、相続人以外には「遺
贈する」という文言を使った方が良い。
 - 財産を共有で相続させてしまう内容であり、結局、相続人全
員の協力がないと財産を売ったりできない。
 - 遺言執行者を定めてない（相続人全員の実印が要求されるこ
ともあり）
 - 記載している財産に漏れがある
 - 訂正方法を間違えている
- 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこ
れに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

自筆証書遺言は...

- 無効になったり、手続が大変になる可能性が高い
- 他の相続人が偽造だと言い出す可能性あり
- 遺言書の**検認**が必要となる
- 亡くなった人の出生から死亡までの全戸籍や**相続人全員の実印・印鑑証明書を要求してくる銀行**もある。

検認とは

遺言書があったということを法定相続人全員に知らせ、その遺言内容を**家庭裁判所**で記録する手続

お勧めは公正証書遺言

- 公証人が作るので無効になることはほとんどない
- 原本は公証役場で保管
- 検認の手続は不要（相続手続がスムーズ）
- 公証役場に行けない場合は、公証人が出張することもできる

公正証書遺言のデメリット

- 公証人の費用がかかる
- 証人が二人必要

民法第974条

次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

- 1 未成年者
- 2 推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族
- 3 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人

専門家に公正証書遺言のサポートを依頼した場合の流れ

面談を行って遺言の内容を決める

戸籍謄本、印鑑証明書、不動産の登記簿謄本や評価証明書など必要な書類を集める

公証人と遺言の文案を検討する

証人2人と一緒に公証役場に行き、遺言書を完成させる

公正証書遺言の文例

遺言公正証書

本公証人は、遺言者磯野波平の嘱託により、後記証人2名の立会いのもと、遺言者の口述を筆記し、本証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、遺言者の妻磯野フネ(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。

- | | | |
|---|-------------------------------|---|
| ① | 所在地 | 東松山市〇町〇丁目
〇番〇
宅地
〇〇・〇〇㎡ |
| ② | 所在
家屋番号
種類
構造
床面積 | 東松山市〇町〇丁目 〇番地〇
〇番〇
居宅
木造スレート葺2階建
1階 〇〇・〇〇㎡
2階 〇〇・〇〇㎡ |

第2条 遺言者は、遺言者の有する下記預貯金を遺言者の長男磯野カツオ(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① | 〇〇銀行 東松山支店 普通預金
口座番号 1234567 |
| ② | 〇〇銀行 東松山支店 定期預金
口座番号 1234567 |
| ③ | ゆうちょ銀行 通常貯金
記号 〇〇〇〇〇 番号12345678 |

第3条 遺言者は、前各条に記載した財産以外の、遺言者の有する動産その他一切の財産を前記妻磯野フネに相続させる。

第4条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、前記長男磯野カツオを指定する。

第5条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として前記長男磯野カツオを指定する。

2. 遺言執行者は、この遺言に基づく不動産に関する登記手続及び預貯金の名義変更・解約・払戻し
その他この遺言の執行に必要な一切の行為をすることができる。
3. 遺言執行者は、この遺言の執行に関し、第三者にその任務を行わせることができる。

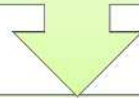
附言事項

家族が仲良く暮らしていくことを願っています。

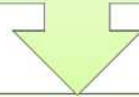
<以下 略>

成年後見人に財産構成を変えられる

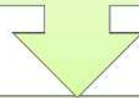
認知症になると財産管理は成年後見人が行う



成年後見人は、財産を売ることもできる
預貯金の構成を変えてしまうかもしれない

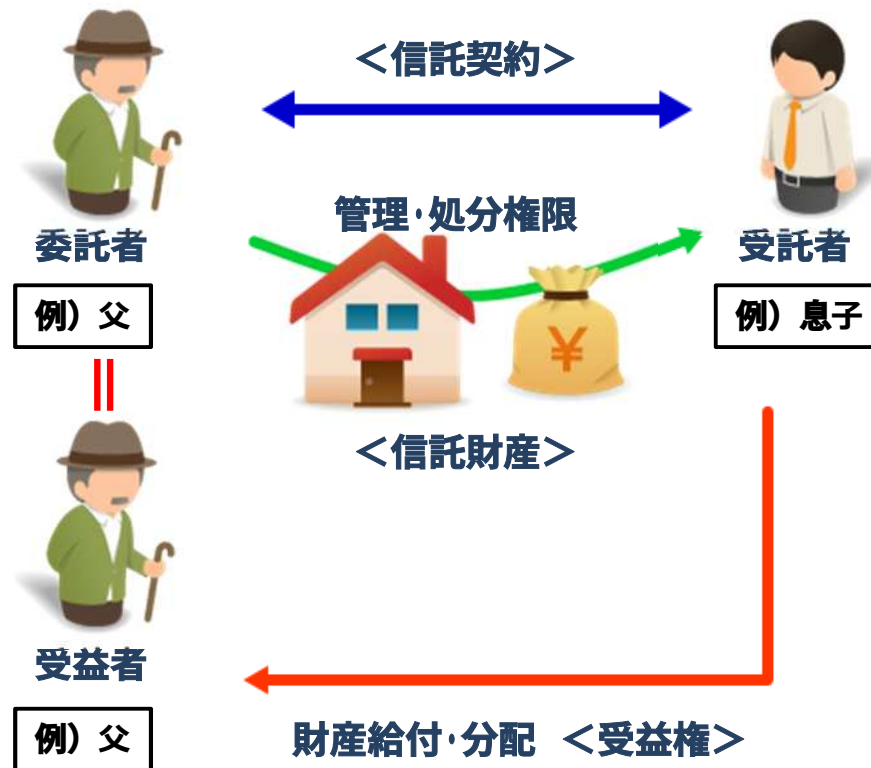


財産構成を変えられてしまうと、遺言書の内容が実現できない



家族信託を組んでおけば、成年後見人に財産をいじられないようにできる

家族信託



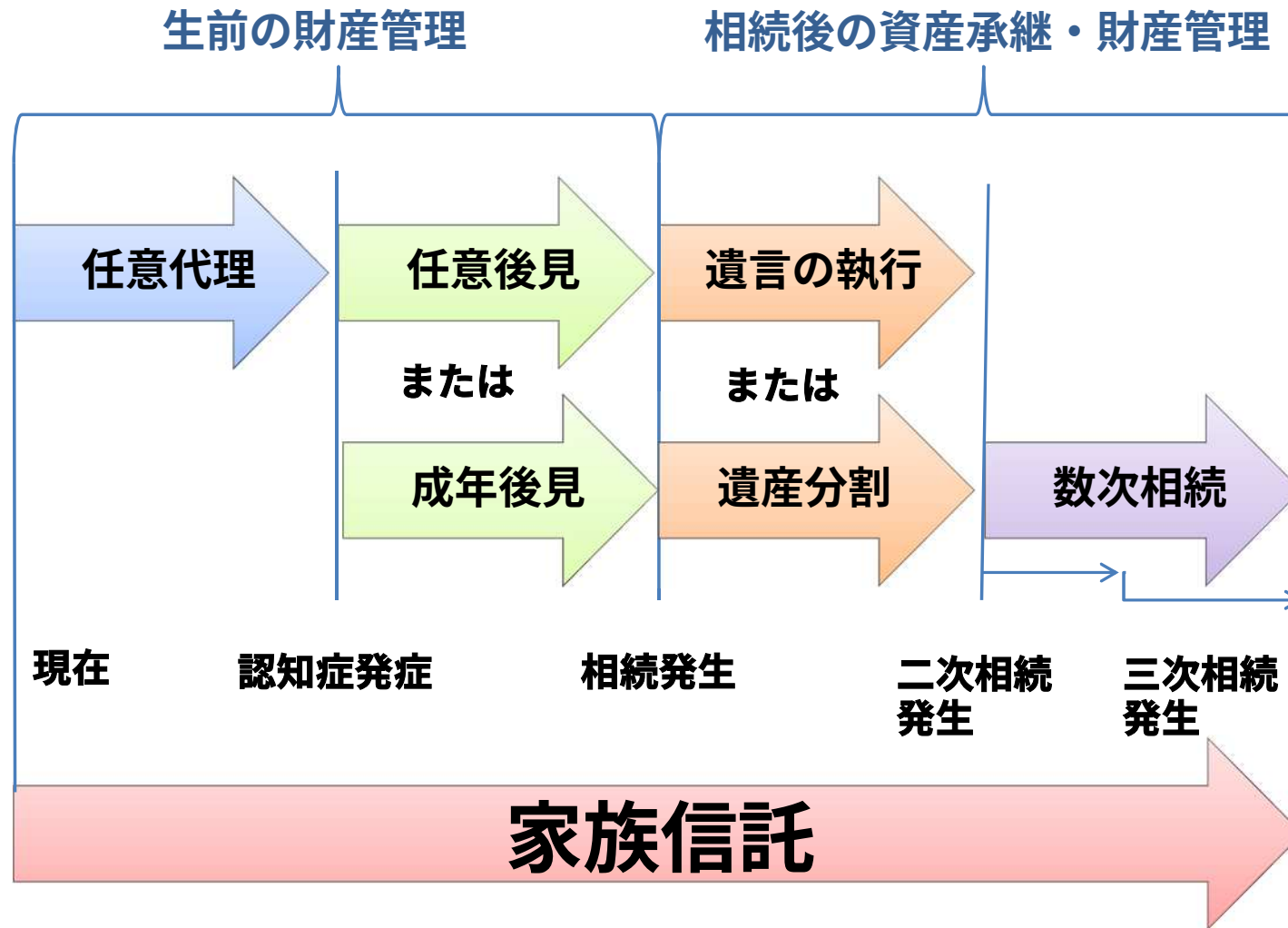
家族信託なら

認知症になっても、自分の決めた家族（受託者）が財産の管理をしてくれる。

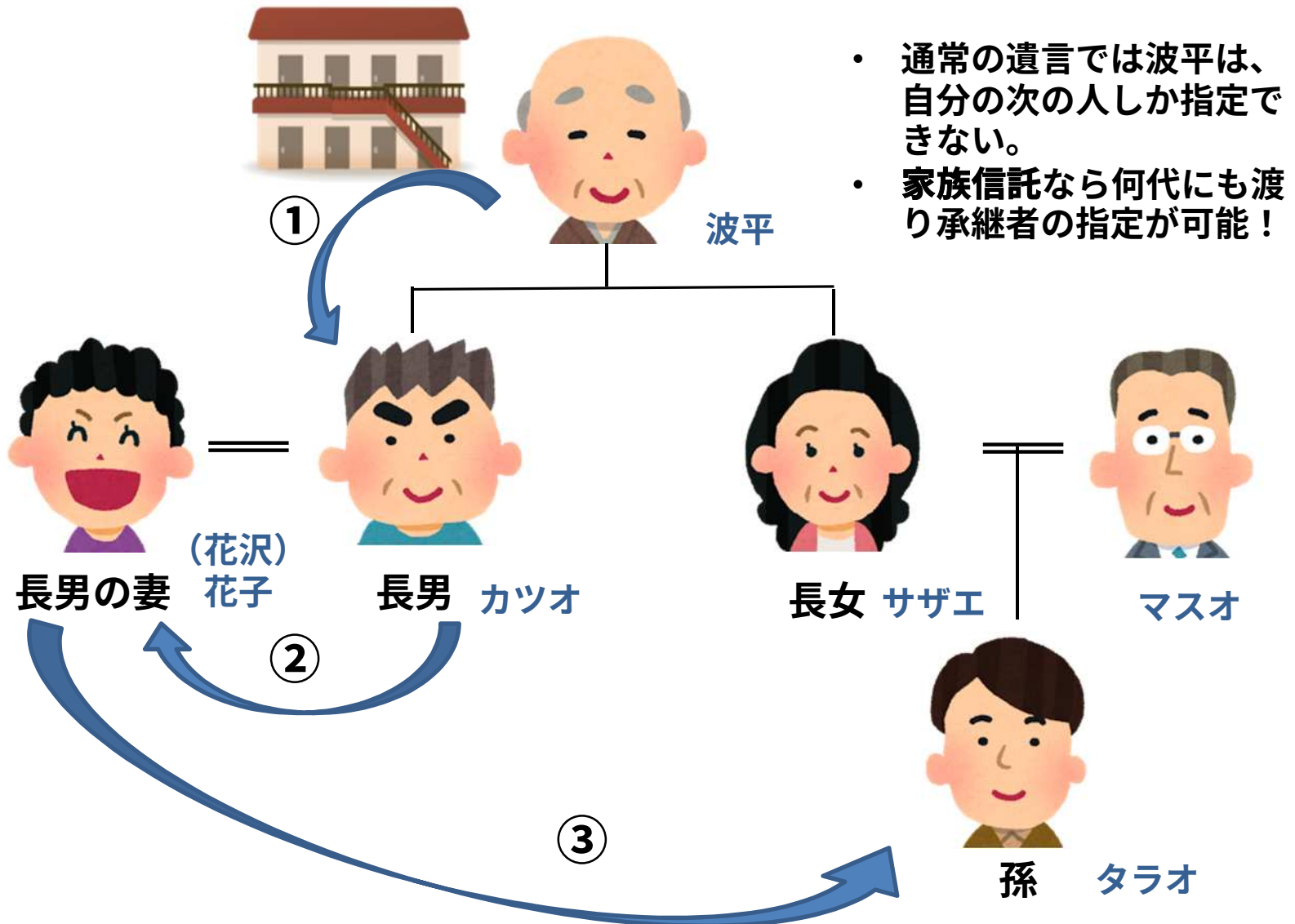
裁判所の決めた成年後見人に財産を処分されたり、財産構成をかえられることを防げる

- 委託者：財産を託す人
- 受託者：財産を託される人（形式的な所有者）
- 受益者：信託財産から生じた成果の給付を受ける人（実質的な所有者）
- 受益権：信託財産から生じた成果の給付を受ける権利と監督権

人生の場面ごとの財産管理



通常の遺言では次に財産を渡す人しか指定できない



まとめ

- 相続トラブルの大半は「**遺産分割協議が調わないこと**」
- 対策は**公正証書遺言**を作ること

ご清聴ありがとうございました。

家族信託、相続、遺言、成年後見に関するご相談を承っております。

トラブルを防ぐには予防が大事です。

- 相続登記
- 預貯金の相続手続
- 遺言書作成サポート
- 遺言執行
- 相続放棄
- 生前贈与
- 家族信託
- 成年後見の申立
- 成年後見人への就任
- 抵当権抹消
- 会社の設立登記
- 会社の変更登記

司法書士柴崎智哉事務所

〒355-0063

東松山市元宿二丁目26番地18 2階

TEL **0493-31-2010**

<http://souzoku-shiba.com/> 「埼玉東松山の相続サポート」で検索

東武東上線 高坂駅 西口より徒歩4分

相談は無料です

お電話にてご予約ください